

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○東京都児童育成手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一

……………（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）……………一

### 告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可（十二件）……………一

……………（都市整備局都市基盤部調整課・街路計画課）……………一

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………四

……………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………四

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………五

……………（同）……………五

○市街地再開発組合の解散認可……………五

……………（同）……………五

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………五

……………（環境局総務部環境政策課）……………五

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………九

……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………九

○東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館の休館……………〇

……………（同）……………〇

○政治団体の届出……………〇

……………（同）……………〇

○政治団体の届出事項の異動の届出……………二

……………（同）……………二

○政治団体の解散の届出……………三

○資金管理団体の指定の届出……………四

○資金管理団体の届出事項の異動の届出……………四

○資金管理団体の取消しの届出……………五

### 公告

○都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況の公表……………六

……………（総務局行政部振興企画課）……………六

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………六

……………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………六

○開発行為に関する工事完了……………六

……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………六

……………（同）……………六

○東京都指定給水装置工事業者の指定……………六

……………（水道局）……………六

### 正誤

○令和二年三月五日付東京都公告……………一

○令和三年二月十五日付東京都公告……………一

## 規則

東京都児童育成手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月十五日

東京都知事 小池百合子

### 東京都規則第十五号

東京都児童育成手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都児童育成手当に関する条例施行規則（昭和五十七年東京都規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

- 別表第一号を次のように改める。
- 一 次に掲げる視覚障害
- イ 両眼の視力がそれぞれ○・○三以下のもの

- ロ 一眼の視力が○・○四、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの
- ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの

別表第四号及び第五号中「すべて」を「全て」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

### 附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

## 告示

### 東京都告示第三百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十九年建設省告示第三千三百五十七号町田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年三月十五日

東京都知事 小池百合子

- 一 施行者の名称 町田市
- 二 都市計画事業の 町田都市計画下水道事業町田市公共

種類及び名称

三 事業施行期間

四 事業地

昭和三十九年十二月十六日から令和七年三月三十一日まで

取用の部分

変更なし

使用の部分

昭和三十九年建設省告示第三千三百五十七号、昭和四十六年東京都告示第千二百四十九号、昭和五十二年東京都告示第九百四十四号、昭和五十三年東京都告示第八百一十号、昭和五十六年東京都告示第二百四十七号、昭和五十七年東京都告示第二百八十六号、昭和五十九年東京都告示第五百七十五号、昭和六十年東京都告示第四百六十六号、昭和六十三年東京都告示第五百五十六号、平成元年東京都告示第十二百六十四号、平成二年東京都告示第八百五十八号、平成二年東京都告示第九百九十号、平成四年東京都告示第五百五十七号、平成六年東京都告示第二百九十一号、平成十一年東京都告示第二百五十一号、平成十三年東京都告示第四十八号、平成十四年東京都告示第四百三十四号、平成十五年東京都告示第五百九十五号、平成十六年東京都告示第二百七十三号、平成十七年東京都告示第二百八十号、平成十八年東京都告示第二百九号、平成十八年東京都告示第四百三十号、平成二十年東京都告示第三百二十号、平成二十三年東京都告示第六百六十四号、平成二十六年東京都告示第六百九十一号、平成二十七年東京都告示第六百九十三号、平成二十九年東京都告示...

示第千三百四十八号及び令和三年東京都告示第三百八号の事業地に、町田市相原町字土ヶ谷、字真米、字寺谷戸、字天沼、字作ヶ畷、字小平、字下小山田町字宮ノ腰、字鉾柄尾、字大沢、字滝谷、字東谷、字龍沢、字師町字九号、字十二号、字十五号、小野路町字中尾、字万松寺谷、字新屋敷、字大犬久保、字別所、字黒川境、字栗ヶ沢、字大畑、字下堤、野津田町字関ノ上、字並木、字本村、字狐久保、字上ノ原、字綾部原、字松葉、真光寺町字一号、字三号、字十号、字十一号及び字十二号各地内の事業地を追加する。

●東京都告示第三百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第九百十号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年三月十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 港区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 線街路第九号線
- 三 事業施行期間 平成二十八年四月二十八日から令和十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 変更なし

変更なし

●東京都告示第三百十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十六年東京都告示第七百三十三号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年三月十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 品川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 線街路第六十三号線
- 三 事業施行期間 平成二十六年十二月十九日から令和五年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 変更なし

●東京都告示第三百十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十六年東京都告示第三百三十三号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年三月十五日

東京都知事 小池 百合子

<p>一 施行者の名称 大田区</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第四十四号線</p> <p>三 事業施行期間 平成十六年三月十二日から令和六年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p>	<p>●東京都告示第三百十三号</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十五年東京都告示第千六百四十六号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。</p> <p>令和四年三月十五日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 施行者の名称 練馬区</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百三十五号線</p> <p>三 事業施行期間 平成二十五年十二月六日から令和五年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p>
<p>●東京都告示第三百十四号</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十五年東京都告示第百三十八号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。</p> <p>令和四年三月十五日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 施行者の名称 葛飾区</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道京成電鉄押上線附属街路第三号線</p> <p>三 事業施行期間 平成十五年二月十四日から令和十三年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p>	<p>●東京都告示第三百十五号</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十五年東京都告示第百三十九号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。</p> <p>令和四年三月十五日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 施行者の名称 葛飾区</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路都市</p>
<p>種類及び名称 高速鉄道京成電鉄押上線附属街路第四号線</p> <p>三 事業施行期間 平成十五年二月十四日から令和十三年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p>	<p>●東京都告示第三百十六号</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十五年東京都告示第百四十号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。</p> <p>令和四年三月十五日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 施行者の名称 葛飾区</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道京成電鉄押上線附属街路第五号線</p> <p>三 事業施行期間 平成十五年二月十四日から令和十三年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p>

●東京都告示第三百十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十五年東京都告示第百四十三号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 葛飾区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第二百七十四号線

三 事業施行期間 平成十五年二月十四日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

変更なし

●東京都告示第三百十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十八年東京都告示第百八十一号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第二百八十八号線

三 事業施行期間 平成十八年三月十五日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

変更なし

●東京都告示第三百十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十八年東京都告示第百八十二号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第二百九十号線

三 事業施行期間 平成十八年三月十五日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

変更なし

●東京都告示第三百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第百八十一号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、

同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第二百八十九号線

三 事業施行期間 平成二十八年三月十一日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

変更なし

●東京都告示第三百二十一号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき武蔵小山パルム駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称 武蔵小山パルム駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間 平成二十六年五月三十日から令和四年三月三十一日まで

三 施行地区

品川区小山三丁目地内  
事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区小山三丁目二十六番九号 駅サイドビル六階  
平成二十六年五月三十日

五 変更の内容

事業施行期間を令和四年十二月三十一日まで延長する。  
六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日  
令和四年三月十五日

●東京都告示第三百二十二号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき武蔵小山駅前通り地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。  
令和四年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

武蔵小山駅前通り地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年四月十三日から令和四年三月三十一日まで

三 施行地区

品川区小山二丁目及び小山三丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区小山台一丁目二十二番八号昭和ビル二階  
平成二十八年四月十三日

五 変更の内容

事業施行期間を令和五年三月三十一日まで延長する。  
六 事業計画の変更の認可の年月日  
令和四年三月十五日

●東京都告示第三百二十三号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定に基づき月島一丁目西仲通り地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。  
令和四年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第三百二十四号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。  
令和四年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
西日暮里駅前地区市街地再開発準備組合  
理事長 村田 常彦

荒川区西日暮里五丁目三十四番三号 ムツミビル五階

北側  
二 対象事業の名称及び種類

(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業  
高層建築物の新築  
三 対象事業の内容の概略

対象事業は、荒川区西日暮里五丁目に位置する計画地に、最高高さ約百八十メートル、延床面積約十六万二千九百平方メートルの共同住宅、店舗、劇場、業務、地域貢献施設等を計画するものである。  
四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要  
事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和四年三月十五日から同月二十九日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 荒川区環境清掃部環境課

イ 荒川区荒川一丁目五十三番二十号

ウ 文京区資源環境部環境政策課

エ 文京区春日一丁目十六番二十一号

オ 台東区環境清掃部環境課

カ 台東区東上野四丁目五番六号

キ 北区生活環境部環境課

ク 北区王子一丁目十二番四号 TIC王子ビル二階

オ 東京都環境局総務部環境政策課  
 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁  
 舎十九階

カ 東京都多摩環境事務所管理課  
 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎  
 三階

別記 (原文のまま記載)

**環境に及ぼす影響の評価の結論**

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価師の項目を選定し、現地調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(5)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価師の結論
1. 大気汚染	<p>《工事の施行中》</p> <p><b>【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</b>          二酸化窒素について、全体工事期間のうち、建設機械からの排出量が最大となる時期において予測を行った結果、二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.0658ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は37.2%である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質について、全体工事期間のうち、建設機械からの排出量が最大となる時期において予測を行った結果、浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.051mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準値(0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は11.9%である。</p> <p>工事の実施にあたっては、建設機械による稼働を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた作業の平準化に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p><b>【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</b>          予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.044～0.047ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。工事用車両の走行による寄与率は0.4%～1.1%である。</p> <p>また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.043～0.044mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準値(0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を下回る。工事用車両の走行による寄与率は0.1%未満である。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p><b>【関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</b>          予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.043～0.044ppmであり、環境基準値(0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.1%未満である。</p> <p>また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.043mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準値(0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.1%未満である。</p> <p><b>【地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</b>          予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.044ppmであり、環境基準値(0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.1%である。</p> <p>また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.045mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準値(0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を下回る。地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.1%未満である。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目	評価師の結論
2. 騒音・振動	<p>《工事の施行中》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音】</p> <p>建設機械の稼働台数が最大となる工事着手後 28 ヶ月目の敷地境界付近における騒音レベル(L<sub>eq</sub>)は、敷地境界西側において 62dB と予測され、報告基準値 (80dB) を下回る。また、発生する騒音が大きいシャベル・カーが稼働する工事着手後 9 ヶ月目の敷地境界付近における騒音レベル(L<sub>eq</sub>)は、敷地境界西側において 67dB と予測され、報告基準値 (80dB) を下回る。</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業の振動】</p> <p>建設機械の稼働台数が最大となる工事着手後 28 ヶ月目の敷地境界付近における振動レベル(L<sub>eq</sub>)は、敷地境界西側において 49dB であり、報告基準値 (70dB) を下回る。また、発生する振動が大きいシャベル・カーが稼働する工事着手後 9 ヶ月目の敷地境界付近における振動レベル(L<sub>eq</sub>)は、敷地境界西側において 67dB と予測され、報告基準値 (70dB) を下回る。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音】</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L<sub>eq</sub>)は、昼間 64～71dB、夜間 61～70dB であり、No.2 の昼間と夜間及び No.4 の夜間において環境基準値を上回っている。工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、いずれの地点も 1dB 未満である。また、工事用車両が一時的に集中しないよう工事工程を平準化する等により、さらなる道路交通騒音の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通の振動】</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L<sub>eq</sub>)は、昼間 41～49dB、夜間 40～49dB であり、規制基準値(第二種区域において昼間 65dB、夜間 60dB)を下回る。工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間、夜間ともに 1dB 未満である。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【関連車両の走行に伴う道路交通の騒音】</p> <p>関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L<sub>eq</sub>)は、昼間 64～71dB、夜間 61～70dB であり、No.2 の昼間と夜間及び No.4 の夜間において環境基準値を上回っており、関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、いずれの地点も 1dB 未満である。</p> <p>【関連車両の走行に伴う道路交通の振動】</p> <p>関連車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L<sub>eq</sub>)は、昼間 40～49dB、夜間 40～49dB であり、規制基準値(昼間 65dB、夜間 60dB)を下回る。関連車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間、夜間のいずれも 1dB 未満である。</p>
3. 土壌汚染	<p>《工事の施行中》</p> <p>現時点で計画地内の既存施設は使用中であるため、土壌汚染の状況を確認することはできず、現在では有害物質を使用する可能性がある施設はないが、過去に工場であった箇所もあることから、有害物質を使用していた可能性がある。</p> <p>そのため、事業の実施にあたっては、土壌汚染対策法第 4 条及び環境確保条例第 117 条に基づき手続きを行う。</p> <p>なお、土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌が確認された場合には、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づき「汚染拡散防止計画書」を作成し、関係機関と調整を行うため、事前に当該計画書の作成を依頼し、その内容を事後調査において明らかにする。</p> <p>以上の対策を講じることにより、事業の実施に伴い新たな地域に土壌汚染を拡散させることはなく、土壌汚染が周辺地域に影響を及ぼすことはないと考えられる。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目	評価師の結論
4. 地盤	<p>《工事の施行中》</p> <p>【掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度】</p> <p>掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度としては、山留壁の変形による地盤の変形が考えられるが、山留壁として遮水性及び剛性の高いSMWを十分な深度(支持地盤である江戸川層 (Gds))まで施工する計画であることから、掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度は小さいと考えられる。</p> <p>以上のことから、掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度は小さく、評価師の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>【掘削工事に伴う地下水の水位及び流量の変化による地盤沈下の範囲及び程度】</p> <p>掘削工事に伴う地下水の水位及び流量の変化による地盤沈下の範囲及び程度としては、沖積層(A1)の地下水位低下による地盤沈下が考えられるが、止水対策として実績のあるSMWを採用し、沖積層(A1)分布深度よりも深い深度(支持地盤である江戸川層 (Gds))まで施工することで東京粘性土層(Too)が難透水層として機能し、地下水水位低下を抑制できると考えられる。</p> <p>以上のことから、掘削工事に伴う地下水の水位及び流量の変化による地盤沈下の範囲及び程度は小さく、評価師の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流量の変化による地盤沈下の範囲及び程度】</p> <p>地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流量の変化による地盤沈下の範囲及び程度としては、地下構造物の存在に伴い、地下水の水位及び流量が変化し、地盤沈下が生じる可能性があるが、計画地周辺の帯水層は連続的かつ広域的に分布しており、これに対し、計画建築物の地下躯体が占める範囲は計画地内のみの限定的なものであることから、地下水躯体が占める範囲は地下水の水位及び流量に影響を及ぼす可能性が低く、底盤に止水対策を行うことにより、計画地周辺の地下水の水位及び流量に著しい影響を及ぼすことはなく、評価師の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【掘削工事等に伴う地下水の水位の変化の程度】</p> <p>本事業では、遮水性の高いSMWを第II帯水層の沖積層(A1)の分布深度よりも深い位置に根入れすることにより、東京層粘性土層(Too)が難透水層として機能し、第II帯水層の地下水位低下を抑制できる。しかし、SMWが第I帯水層の東京層砂質土(Tos)及び東京都層(Tog)よりも深い難透水層まで根入れしていないことから、掘削底面から地下水が湧出し、第I帯水層の地下水の水位及び流量に影響を及ぼす可能性が低く、底盤に止水対策を行うことにより、計画地周辺の地下水の水位及び流量に著しい影響を及ぼすことはなく、評価師の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【地下構造物等の存在による地下水の水位及び流量の変化の程度】</p> <p>本事業では最深部の掘削工事において、外周部に山留壁である第I帯水層の沖積層(A1)分布深度よりも十分に深い深度(江戸川層 (Gds))まで施工した上で、地下構造物を T.P. 約-18m まで構築する計画である。第I帯水層が T.P.-1.5～-0.5m 付近、第II帯水層が T.P.+2.5～+3.5m 付近と見込まれるため、山留壁の設置及び地下構造物の存在により、地下水の流況に影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>既往資料調査及び現地調査結果を踏まえ、計画地が確認された第I帯水層の東京層砂質土層(Tos)及び東京都層(Tog)並びに第II帯水層の沖積層(A1)は、計画地周辺にも分布している。この帯水層が広範囲にわたり連続して分布しているものと想定される。これに対し、計画建築物の地下躯体が占める範囲は計画地内のみの限定的なものである。したがって、工事完了後の地下水流は、地下構造物の周囲を迂回すると考えられ、地下構造物の存在によって地下水流が著しく阻害される可能性は小さいと考えられる。なお、工事完了後の揚水は計画していない。</p> <p>以上のことから、地下構造物等の存在により、計画地周辺の地下水の水位及び流量に著しい影響を及ぼすことはなく、評価師の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>【土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度】</p> <p>本事業では「東京都暴雨対策基本方針」及び「荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例」の考え方に基づき、敷地内に設置する雨水貯留槽と施工区内の排水設備の流出させにより、必要な抑制対策を実施する計画である。それにより、計画地からの雨水の流出が抑えられ、土地の改変に伴う地表面流出量の状況が改善できるものと考えられる。さらに、植栽基盤の創出による流出抑制効果も期待できる。</p> <p>以上のことから、土地の改変に伴う地表面流出量を抑制でき、評価師の指標を満足するものと考えられる。</p>
5. 水循環	<p>《工事の完了後》</p> <p>【掘削工事等に伴う地下水の水位の変化の程度】</p> <p>本事業では、遮水性の高いSMWを第II帯水層の沖積層(A1)の分布深度よりも深い位置に根入れすることにより、東京層粘性土層(Too)が難透水層として機能し、第II帯水層の地下水位低下を抑制できる。しかし、SMWが第I帯水層の東京層砂質土(Tos)及び東京都層(Tog)よりも深い難透水層まで根入れしていないことから、掘削底面から地下水が湧出し、第I帯水層の地下水の水位及び流量に影響を及ぼす可能性が低く、底盤に止水対策を行うことにより、計画地周辺の地下水の水位及び流量に著しい影響を及ぼすことはなく、評価師の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【掘削工事等に伴う地下水の水位の変化の程度】</p> <p>本事業では、遮水性の高いSMWを第II帯水層の沖積層(A1)の分布深度よりも深い位置に根入れすることにより、東京層粘性土層(Too)が難透水層として機能し、第II帯水層の地下水位低下を抑制できる。しかし、SMWが第I帯水層の東京層砂質土(Tos)及び東京都層(Tog)よりも深い難透水層まで根入れしていないことから、掘削底面から地下水が湧出し、第I帯水層の地下水の水位及び流量に影響を及ぼす可能性が低く、底盤に止水対策を行うことにより、計画地周辺の地下水の水位及び流量に著しい影響を及ぼすことはなく、評価師の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【地下構造物等の存在による地下水の水位及び流量の変化の程度】</p> <p>本事業では最深部の掘削工事において、外周部に山留壁である第I帯水層の沖積層(A1)分布深度よりも十分に深い深度(江戸川層 (Gds))まで施工した上で、地下構造物を T.P. 約-18m まで構築する計画である。第I帯水層が T.P.-1.5～-0.5m 付近、第II帯水層が T.P.+2.5～+3.5m 付近と見込まれるため、山留壁の設置及び地下構造物の存在により、地下水の流況に影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>既往資料調査及び現地調査結果を踏まえ、計画地が確認された第I帯水層の東京層砂質土層(Tos)及び東京都層(Tog)並びに第II帯水層の沖積層(A1)は、計画地周辺にも分布している。この帯水層が広範囲にわたり連続して分布しているものと想定される。これに対し、計画建築物の地下躯体が占める範囲は計画地内のみの限定的なものである。したがって、工事完了後の地下水流は、地下構造物の周囲を迂回すると考えられ、地下構造物の存在によって地下水流が著しく阻害される可能性は小さいと考えられる。なお、工事完了後の揚水は計画していない。</p> <p>以上のことから、地下構造物等の存在により、計画地周辺の地下水の水位及び流量に著しい影響を及ぼすことはなく、評価師の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>【土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度】</p> <p>本事業では「東京都暴雨対策基本方針」及び「荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例」の考え方に基づき、敷地内に設置する雨水貯留槽と施工区内の排水設備の流出させにより、必要な抑制対策を実施する計画である。それにより、計画地からの雨水の流出が抑えられ、土地の改変に伴う地表面流出量の状況が改善できるものと考えられる。さらに、植栽基盤の創出による流出抑制効果も期待できる。</p> <p>以上のことから、土地の改変に伴う地表面流出量を抑制でき、評価師の指標を満足するものと考えられる。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 日影	<p>《工事の完了後》 計画建築物により日影が生じると予測される範囲には、日影規制対象地域が含まれているが、いずれも規制される日影時間未満と予測される。計画地北側の隣接する住宅地への日影の影響を低減するため、北側に外周道路を配置し、高層棟を極力南側に配置した計画としている。これにより、冬至日において、計画建築物による敷地境界線から外側へ5～10mの区域において3時間以上の日影が生じる範囲は、概ね計画地の北側の限られた範囲であり、日影の影響を低減していると考ええる。</p>
7. 電波障害	<p>《工事の完了後》 計画建築物により、計画地北西方向において、東京スカイツリーからの地上デジタル放送の遮へい障害が生じると予測する。また、計画地北東側及び北北東側において、テレビ電波（衛星放送）の遮へい障害が生じると予測する。 計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、ケーブルテレビの活用等の適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考えられる。また、デジタル放送は、反射障害に強い性質を持つことから、テレビ画面に影響を及ぼすほど反射障害は生じないと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足するものと考ええる。</p>
8. 風環境	<p>《工事の完了後》 防風対策を行わない場合、計画建築物の存在によりラングレク外(ラングレク3を超える風環境)となる地点が5地点、ラングレク3(事務所街の用途に対応する風環境)となる地点が9地点生じると予測するが、計画建物の形状の変更及び植栽による防風対策を講じることにより、ラングレク外及びラングレク3の地点はラングレク2(住宅街、公園の用途に対応する風環境)及びラングレク1(住宅地の商店街、野外レストランの用途に対応する風環境)となり、風環境は改善されると予測する。 以上のことから、計画建築物の存在により、計画地周辺地域の風環境に変化はあるものの、ラングレク1及びラングレク2に相当する風環境が維持されるものと考ええる。</p>
9. 景観	<p>《工事の完了後》 【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 事業の実施により、計画地周辺は低層の住宅、事務所建築物、住居用建築物が多く立地する市街地景観から、高層建築物を主体とする新たな都市景観へと変化する。一方、計画地内の北西側及び南側には周辺の市街地との緩衝空間ともなる広場を配置する。この広場は、現況の計画地には不足しているまとまった緑を創出することにより、日暮里台地の寺社や公園の緑との連続性にも配慮する。 以上のことから、「荒川区景観計画」に示されている西日暮里地域の景観形成の目標との整合が図られるものと考ええる。 【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 近景域においては、計画建築物が視野に占める割合は大きく、より都市的な眺望が出現するものと考えられる。 中景域～遠景域においては、一部の地点では計画建築物が新たな景観の構成要素となり、西日暮里駅前新たな眺望点として眺望景観を形成するものと考えられる。 以上のことから、代表的な眺望地点からの景観については、西日暮里駅前の新たな眺望点として都市的景観が形成され、「荒川区景観計画」に示されている西日暮里地域の景観形成の目標との整合が図られるものと考ええる。 【圧迫感の変化の程度】 圧迫感の指標である形態率は、現況と比較して最大15.7%程度増加するものと考えられる。計画建築物の配置にあたっては、敷地境界から一定の距離をとり、色彩は、「東京都景観色彩ガイドライン」及び「荒川区景観計画」に適合したものとす。計画地周辺の歩道部には、中・高木を用いた植栽を配置する。これらにより、計画建築物による圧迫感の低減に努める。 以上のことから、圧迫感に対する軽減が図られ、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
10. 廃棄物	<p>《工事の施行中》 【既設建築物解体に伴う廃棄物の発生量】 既設建築物解体に伴う廃棄物の発生量は、約11,800tと予測する。これらの解体に伴う廃棄物は分別を徹底し、再利用可能なものについては可能な限り再利用を図る等、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこととして、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(プラスチック・コンクリート塊 99%以上、建設発生木材 99%)を達成することが可能であり、これ以外の品目についても不要材の減量や分別の徹底に努めることから、評価の指標を満足するものと考ええる。 【建設発生土の発生量】 建設発生土の発生量は、約176,500m<sup>3</sup>と予測する。建設発生土は、受入機関の受入基準への適合を確認したうえで場外搬出することにより適正に処理する計画とし、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(88%)の達成が可能と判断できることから、評価の指標を満足するものと考ええる。 【建設汚泥の発生量】 建設汚泥の発生量は、約18,500m<sup>3</sup>と予測する。建設汚泥は、場外搬出して産業廃棄物として処理する計画であるが、再資源化施設等に搬出することにより「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(96%)の達成が可能と判断できることから、評価の指標を満足するものと考ええる。 【建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量】 建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量は、約4,000tと予測する。これらの建設廃棄物は分別を徹底し、種類に応じた保管、排出、再利用促進及び不材の減量等を図る、許可業者に委託し再資源化する等により、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこととして、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(プラスチック・コンクリート塊及びコンクリート塊 99%以上、建設発生木材 99%)の達成が可能であり、これ以外の品目についても不要材の減量や分別の徹底に努めることから、評価の指標を満足するものと考ええる。 《工事の完了後》 【施設の供用に伴う廃棄物の種類及び排出量】 施設の供用に伴い廃棄物が約10,800kg/日発生するが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「東京都廃棄物条例」、「荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」等の法令等を遵守し、廃棄物を適正分別して保管場所の管理を徹底する等、関係法令に示される事業者の責務を果たすこととして、「荒川区一般廃棄物処理基本計画」の目標達成に寄与する。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>
11. 温室効果ガス	<p>《工事の完了後》 住宅以外の施設の使用に伴う温室効果ガス排出量は約5,726t-CO<sub>2</sub>/年、削減量は約1,637t-CO<sub>2</sub>/年、削減率は約28.6%と予測する。住宅用途、住宅以外の用途とも、建築的手法による省エネルギー措置、設備システムでの省エネルギー措置、効率化設備の省エネルギー措置等により温室効果ガスの発生量の削減に努めることから、温室効果ガスの排出抑制が図られるものと考ええる。 また、主要用途である住宅用途については、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、省エネルギー対策等級4を目指す等、温室効果ガスの排出抑制効果を講じる計画である。 以上のことから、「温対法」及び「環境確保条例」に示される「事業者の責務」の内容を満足するものと考ええる。</p>



●東京都告示第三百二十五号

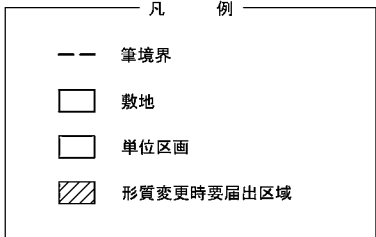
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

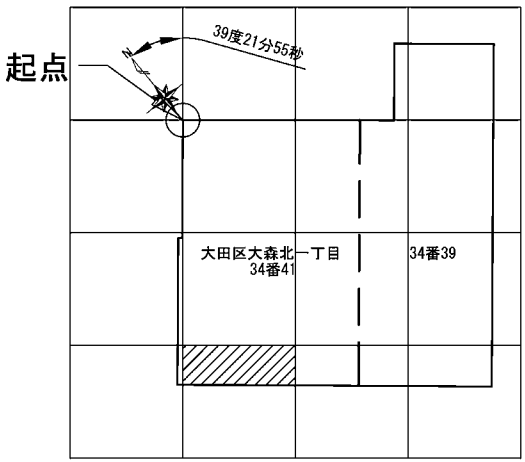
- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区大森北一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

別図



【起点】  
起点は、大田区大森北一丁目34番41の最北端とする。

【格子の回転角度（39度21分55秒）】  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



告示(教)

●東京都教育委員会告示第九号

東京都立図書館館則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第四条ただし書及び第十一号ただし書の規定により、東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館を次のように休館する。

令和四年三月十五日

東京都教育委員会

一 期日 令和四年四月十五日、同年五月二十日及び同年六月十七日

二 理由 設備等の保守点検のため

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項(同法第六條の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和四年三月十五日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

Table with 7 columns: 政治団体の名称, 代表者, 会計責任者, 主たる事務所の所在地, 届出年月日, 公職の種類(第1号), 公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号). Rows include 自由民主党東京都第十三選挙区支部 and 日本維新の会衆議院東京都第7選挙区支部.

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

Table with 7 columns: 政治団体の名称, 代表者, 会計責任者, 主たる事務所の所在地, 届出年月日, 公職の種類(第1号), 公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号). Row includes 土田しん事務所.

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

Table with 5 columns: 政治団体の名称, 代表者, 会計責任者, 主たる事務所の所在地, 届出年月日. Rows include 葛飾に維新を起こす会, 兼松けんいち後援会, ねっこの会, まちまちクラブ.

●東京都選挙管理委員会告示第十一号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七  
 条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が  
 あつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次のと  
 おり公表する。

令和四年三月十五日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
社会民主党板橋総支部	五十嵐 泰子	主たる事務所の所在地	板橋区常盤台4-6-2	板橋区中台1-13-13	R3. 10. 3
		代表者の氏名	五十嵐 泰子	川村 恭史	R3. 10. 3
		会計責任者の氏名	望月 信光	小山 広之	R3. 10. 3
社会民主党練馬総支部	横田 譲	代表者の氏名	横田 譲	富川 孝雄	R3. 10. 3
自由民主党東京都医療会支部	尾崎 治夫	会計責任者の氏名	指田 純	市川 菊乃	R3. 7. 16
自由民主党東京都衆議院支部	鴨下 一郎	政治団体の名称	自由民主党東京都衆議院支部	自由民主党東京都第十三選挙区支部	R3. 10. 15
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	R3. 10. 15
自由民主党東京都第九選挙区支部	安藤 高夫	政治団体の名称	自由民主党東京都第九選挙区支部	自由民主党東京都衆議院比例区第二支部	R3. 9. 28
		主たる事務所の所在地	練馬区豊玉北5-17-4	八王子市栢田町584-1	R3. 9. 28
自由民主党中野総支部	高橋 一実	主たる事務所の所在地	中野区本町2-29-5	中野区本町6-10-17	R3. 9. 16
		代表者の氏名	高橋 一実	高橋 千あき	R3. 9. 16
自由民主党日の出総支部	平野 隆史	主たる事務所の所在地	西多摩郡日の出町大久野3604	西多摩郡日の出町平井1964-1	R3. 10. 5
		代表者の氏名	平野 隆史	加藤 光徳	R3. 10. 5
		会計責任者の氏名	濱中 直樹	濱中 映慈	R3. 10. 5
日本維新の会衆議院東京都第20選挙区支部	前田 順一郎	政治団体の名称	日本維新の会衆議院東京都第20選挙区支部	日本維新の会衆議院東京都第11選挙区支部	R3. 10. 8
		主たる事務所の所在地	東村山市栄町2-5-10	板橋区板橋1-31-8	R3. 10. 8
立憲民主党東京都第15総支部	井戸 正枝	政治団体の名称	立憲民主党東京都第15総支部	立憲民主党東京都第4区総支部	R3. 10. 13
		主たる事務所の所在地	江東区大島7-21-12	大田区蒲田5-46-11	R3. 10. 13

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
いちろうゴルフ会	芦川 隆行	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	R3. 10. 15
おおにし順子後援会	大西 順子	主たる事務所の所在地	葛飾区亀有3-35-7	渋谷区西原1-26-5	R3. 7. 1
鴨下一郎事務所	鴨下 一郎	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R3. 10. 15
杉山ゆきお後援会	島田 雅由	代表者の氏名	島田 雅由	杉山 行男	R3. 9. 4
住み続けられるまち武蔵野へ!	藤江 あずさ	主たる事務所の所在地	武蔵野市中町1-2-3	武蔵野市中町1-22-5	R3. 10. 7
全国水人会東京	丸井 昌弘	主たる事務所の所在地	渋谷区本町1-7-16	渋谷区本町1-13-6	R3. 10. 8
全日本不動産政治連盟東京都本部	石川 康雄	代表者の氏名	石川 康雄	中村 裕昌	R3. 10. 19
		会計責任者の氏名	目黒 歳章	本多 健幸	R3. 10. 19
高橋かずちか後援会	高橋 一実	代表者の氏名	高橋 一実	高橋 一実	R3. 10. 1
東京都医師政治連盟立川支部	村上 幸人	代表者の氏名	村上 幸人	香取 公明	R3. 5. 28
		会計責任者の氏名	荘司 輝昭	平塚 宗雄	R3. 5. 28
東京都社会保険労務士政治連盟城北統括支部	石和 信人	主たる事務所の所在地	北区赤羽1-40-2	豊島区東池袋1-34-5	R3. 6. 4
		代表者の氏名	石和 信人	山口 靖	R3. 6. 4
		会計責任者の氏名	伊藤 賢治	阿藤 通明	R3. 6. 4
西新井税理士政治連盟	浅香 敏明	代表者の氏名	浅香 敏明	久保 一夫	R3. 6. 10
		会計責任者の氏名	森 俊夫	清水 俊宏	R3. 6. 10
三菱重工グループ労連政治活動委員会	加藤 健之	代表者の氏名	加藤 健之	井上 昌弘	R3. 10. 5
		会計責任者の氏名	清水 孝則	高橋 聡	R3. 10. 5
目黒税理士政治連盟	古川 眞理	代表者の氏名	古川 眞理	上手 悟	R3. 6. 18
		会計責任者の氏名	後藤 勇輝	仁科 健治	R3. 6. 18
山田美樹を囲む公認会計士の会	柳澤 義一	主たる事務所の所在地	中央区銀座7-14-13	港区白金1-17-1	R3. 10. 21
		代表者の氏名	柳澤 義一	木下 俊男	R3. 10. 21
		会計責任者の氏名	坂本 亮	佐藤 裕紀	R3. 10. 21
湯沢あやこ後援会	湯澤 綾子	主たる事務所の所在地	小金井市中町2-18-30	小金井市東町4-6-17	R3. 10. 10
吉本たかよし後援会	金子 由典	代表者の氏名	金子 由典	室屋 潤	R3. 10. 8

●東京都選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七  
 七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたの  
 で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公  
 表する。

令和四年三月十五日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
NHKから国民を守る党東京都立川市支部	久保田 学	R3. 7. 30
社会民主党江東総支部	新島 恒雄	R3. 10. 5
自由民主党東京都衆議院第六十支部	秋元 司	R3. 9. 24

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
井上義久東京後援会	松谷 信保	R3. 10. 14
極神塾	古川 裕二	R3. 10. 21
現職女性知事を応援する都民ファーストの会	荒木 千陽	R3. 9. 30
なかじま寛明後援会	衣川 洋	R3. 10. 18

●東京都選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九  
九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ  
たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称  
等を次のとおり公表する。

令和四年三月十五日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者(代表者) の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
笹倉 みどり	市議会議員	ねっこの会	町田市中町1-28-18	R3. 10. 8
土田 慎	衆議院議員	土田しん事務所	足立区中央本町4-1-18	R3. 10. 8
土谷 雅美	市議会議員	まちまちクラブ	町田市中町1-28-18	R3. 10. 8

●東京都選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十  
九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の  
異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定  
により、次のとおり公表する。

令和四年三月十五日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
風間 穰	風間ゆたか後援会	公職の種類	都議会議員	区議会議員、都議会議員	R3. 6. 24
高橋 一実	高橋かずちか後援会	代表者の氏名	高橋 一実	高橋 一実	R3. 10. 1
湯澤 綾子	湯沢あやこ後援会	主たる事務所の所在地	小金井市中町2-18-30	小金井市東町4-6-17	R3. 10. 10

●東京都選挙管理委員会告示第十五号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。  
 令和四年三月十五日  
 東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
鴨下 一郎	鴨下一郎事務所	R3. 10. 15
島田 雅由	杉山ゆきお後援会	R3. 9. 4

公 告

都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況の公表について

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例(平成十九年東京都条例第八十八号)第七条の規定に基づき、令和二年十月から令和三年九月までの都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況を次のとおり公表する。

令和四年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

都道府県知事保存本人確認情報の利用

事 務

東京都恩給条例(昭和二十三年東京都条例第百一号)による年金である給付の支給に関する事務	令和二年	十一月	三九
	令和三年	十二月	三九
雇員の退職年金及び退職一時金等に関する条例(昭和三十年東京都条例第一号)による年金である給付の支給に関する事務	令和二年	九月	一
		八月	三八
		六月	三七
	令和三年	五月	一
		三月	三七
		二月	三
	令和三年	一月	一
		十一月	三九
		十二月	三九
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報利用及び提供	令和二年	十一月	三
	令和三年	六月	五
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報利用及び提供	令和二年	九月	一
		八月	三八
		六月	三七
	令和三年	五月	一
		三月	三七
		二月	三
	令和三年	一月	一
		十一月	三九
		十二月	三九
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報利用及び提供	令和二年	十一月	三
	令和三年	六月	五



に関する条例第四条第一項に規定する東京都立産業技術高等専門学校における授業料負担の軽減及び選択的学習活動に係る経費の支援に関する事務	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）による特別弔慰金の支給に関する事務	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）による特別給付金の支給に関する事務	東京都介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例（平成二十五年東京都条例第六十八号）による廃止前の東京都介護福祉士等修学資金貸与条例（平成四年東京都条例第四十一号）による貸付けに係る債権の回収に関する事務	東京都看護師等修学資金貸与条例（昭和三十七年東京都条例第二百一十一号）による貸付けに関する事務
五月 七月 八月	令和三年 一月 二月 三月 八月	令和三年 四月	令和二年 十一月 令和三年 一月 七月	令和二年 十一月 令和三年 十一月 一月 二月 三月 五月 六月 八月 九月
一、一九五 五 五七	五四一 三〇 六七 七	八四	一四 一 二	一三 二 一 九 五 四 一 四 九

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）による料金の徴収に関する事務	令和二年 十月 十一月 十二月 令和三年 一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月	一、三二〇 一、六一七 一、六七七 一、四七四 一、四一六 三、二三〇 二、七三七 二、七九〇 二、七八三 三、四一一 三、〇七六 二、六八九
公安委員会 提供を受ける 他の執行機関 事務 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）による放置違反金の徴収に関する事務	令和二年 十二月 令和三年 一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月	提供年数 提供件数 一五五 一七〇 二一九 一三六 一九五 一三一 一四七 二二九 一五二 一七二

二 東京都の他の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新  
について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一  
条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、  
同条第五項において準用する同法第四十九條第二項及び特  
定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十  
年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定によ  
り、次のとおり公告する。

令和四年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ADRA Japan

二 代表者の氏名

柴田 俊生

三 主たる事務所の所在地

渋谷区神宮前一丁目十一番一号

四 その他の事務所の所在地

神奈川県横浜市旭区上川井町八百四十六番地

五 更新された認定の有効期間

令和三年四月十八日から令和八年四月十七日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九條第一  
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、  
完了した。

令和四年三月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
昭島市緑町四丁目三千七百八  
十九番八及び同番四十二  
七号  
昭島市昭和町五丁目一番十  
七号  
株式会社千代田住宅販売  
代表取締役 藤井 孝広

許可を受けた者の  
住所及び氏名

東京都指定給水装置工事業者の指定について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六條の二

第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事業者を  
次のとおり指定した。

令和四年三月十五日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号 商号 代表者 住所 指定年  
月日

一〇三七 岡田設備 岡田 建治 板橋区蓮沼 令和四年  
二月二十  
八号 六日

一〇三七 株式会社 石田 和仁 埼玉県所沢 同日  
けーあい 目三十三番  
地の一

一〇三七 進和メン 新垣 和亮 神奈川県横 同日  
テナンス 浜市都筑区  
九十八番地

一〇三七 株式会社 坂田 真志 足立区平野 同日  
坂田設備 一丁目十番  
二十号

一〇三七 株式会社 小宮山 一人 板橋区小茂 同日  
日新設備 根二丁目二

番十四号

一〇三七 株式会社 須田 一幸 埼玉県川越 同日  
ファイブ 市大字砂新  
田二十二番  
地二

一〇三七 株式会社 浦 司樹 埼玉県入間 同日  
ハウスリ 市下藤沢六  
百三十八番  
地一

一〇三七 株式会社 片山 利之 大阪府大阪 同日  
サイモン 市中央区久  
太郎町一丁  
目九番六号

一〇三七 株式会社 宮田 真吾 千葉県柏市 同日  
エスプロ 岩井二百九  
十六番地一

一〇三八 有限会社 阿南 大介 狛江市中和 同日  
アナミ設 泉四丁目八  
番一号

一〇三八 株式会社 高橋 一章 足立区江北 同日  
高橋設備 一丁目十番  
三号

一〇三八 げんき住 岡野 元知 千葉県松戸 同日  
設株式会 市牧の原二  
丁目三十九  
番地の五

一〇三八 株式会社 鈴木 直人 神奈川県横 同日  
CREW 浜市西区平  
沼二丁目一  
九コーポ  
平沼三〇一

正 誤

○令和二年三月五日付東京都公告

七ページの上段中

教育委員会	東京都恩給条例による年金である給付の支給に関する事務	令和元年 七月	二
教育委員会	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び提供に関する事務	令和元年 八月 九月	二 二
教育委員会	特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成二十七年東京都条例第百十一号) 第四条第一項に規定する事務		二

を

に訂正する。

○令和三年二月十五日付東京都公告

五ページの上段中

四二 四二  
を  
四二 四二  
に、  
四三

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成二十七年東京都条例第百十一号) 第四条第一項に規定する東京都立産業技術高等専門学校における奨学のための給付金の支給に関する事務	令和元年 十一月 十二月	四〇八 一〇二
	令和二年 六月 九月	七六 六八

を

六ページ上段及び六ページ下段中

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成二十七年東京都条例第百十一号) 第四条第一項に規定する東京都立産業技術高等専門学校における奨学のための給付金の支給に関する事務	令和元年 十一月 十二月	四〇八 一〇二
	令和二年 六月 八月 九月	七六 二 六八

に訂正する。

公安委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会
道路交通法(昭和三十五年法律第五号)による放置違反金の徴収に関する事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成二十七年東京都条例第十一号)第四条第一項に規定する奨学のための給付金の支給に関する事務	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務	東京都恩給条例(昭和二十三年東京都条例第一号)による年金である給付の支給に関する事務
令和元年 十月 十一月 十二月 令和二年 一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月	令和二年 八月	令和元年 十月 十一月 十二月 令和二年 九月	令和二年 六月
三四四 三三三 三三二 三三二 一四二 一七三 二一〇 一一五 一〇三 一九六 一五一	二	一 一五 一一 三四	一

を

公安委員会	道路交通法(昭和三十五年法律第五号)による放置違反金の徴収に関する事務	令和元年 十月 十一月 十二月 令和二年 一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月	三四四 三三三 三三二 二二二 一四二 一七三 二一〇 一一五 一〇三 一九六 一五一
-------	-------------------------------------	--	---

に訂正する。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号  
一箇月 五〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性